

神奈川県行政書士会緑支部業務組織に関する細則

(目的)

第1条 神奈川県行政書士会緑支部（以下「本支部」という。）支部規則第16条第2項に基づき、次の事項を定める。

(業務組織)

第2条 本支部規則第16条第1項に定める業務組織は、次のとおりとする。

- | | |
|-------|-------|
| 一 総務部 | 四 相談部 |
| 二 経理部 | 五 広報部 |
| 三 研修部 | 六 厚生部 |

2 本支部規則第16条第3項の定めによりワーキンググループを設置したときは、その目的を明確にするため、名称の中に「ワーキンググループ」の文言を用いるものとする。

3 各部に部長、ワーキンググループに座長を置くものとし、部長ならびに座長は本支部役員（監事を除く。）の中より本支部支部長の指名により選任されるものとする。また、本支部支部長が必要と認めるときは、各部に副部長、ワーキンググループに副座長を置くことができる。

なお、一人の本支部役員が複数の部長または座長を兼務することを妨げない。

4 経理部の部長は、会計幹事の中より本支部支部長の指名により選任されるものとする。

(職務分掌)

第3条 前条第1項の職務分掌は次のとおりとする。

- | | |
|-------|--|
| 一 総務部 | 総務部は、本支部総会、役員会の運営及びその他の部に所属しない事項に関する業務を行う。 |
| 二 経理部 | 経理部は、支部会費の徴収及び支部諸経費の出納業務等、本支部会計に関する業務を行う。 |
| 三 研修部 | 研修部は、研修会の開催に関する業務を行う。 |
| 四 相談部 | 相談部は、相談会の開催に関する業務を行う。 |
| 五 広報部 | 広報部は、次に掲げる業務を行う。 |

- ① 本支部が行う事業の広報活動に関すること。
- ② 行政書士及び行政書士制度の広報活動に関すること。

六 厚生部

厚生部は、本支部会員の福利厚生に関する業務を行う。

(部の組織)

第4条 第2条第1項に定める各部の部長は、業務を円滑に行うために、本支部役員を除く本支部会員の中から部員を指名することができる。

2 指名された部員は、第2条第1項に定めた部の部員を兼務することを妨げない。

(ワーキンググループの組織)

第5条 ワーキンググループを設置したときに座長は、業務を円滑に行うために、本支部役員を含めた本支部会員の中から委員を指名することができる。

附則

この細則は、平成27年4月1日より施行する。

附則

この細則は、平成29年5月13日より施行する。

附則

この細則は、平成30年4月1日より改定施行する。

附則

この細則は、令和3年5月15日から施行する。